

厚岸町規則第46号

厚岸町定数外職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月30日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町定数外職員取扱規則の一部を改正する規則

厚岸町定数外職員取扱規則（平成23年厚岸町規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2主事の項及び補助員の項中「6,240円」を「6,400円」に、「780円」を「800円」に改める。

別表第3主事の項中「98,300円以内」を「100,800円以内」に改め、同表清掃員の項中「82,800円以内」を「97,200円以内」に改め、同表簡易郵便局員の項中「86,800円」を「100,800円」に改める。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。